

1. 日時 平成10年10月8日（木）
午前10：00～12：00
2. 場所 科学技術庁 第7会議室
3. 出席者（敬称略）
専門委員 谷川、阿久津、下山、住田、竹内、島井、熊澤、村上、森、山崎
科学技術庁原子力局
坂田政策課長、深瀬課長補佐、他担当官
その他 外務省総合外交政策局科学原子力課 藤原補佐
通産省資源エネルギー庁原子力産業課 田尻専門職

4. 議題

- (1) 前回議事要旨の確認
- (2) 報告書（案）について

5. 配布資料

- 5-1 第4回原子力損害賠償制度専門部会議事要旨（案）
- 5-2 報告書（案）について
- （参考）資料集（専門部会委員のみ配布）

6. 議事概要

- (1) 前回議事要旨の確認
部会長より資料5-1の確認を求め、了解を得た。

- (2) 報告書（案）について
事務局より資料5-2に基づき、項目ごとに説明があった後、主に次の修正等があった。

1. について

- （下山）（1）の2頁4行目、「金額」は「資金」とすべきである。
- （村上）（2）で、②の「六ヶ所再処理工場」は正確な言い方か。また、④の核融合については、喫緊の問題というわけではないが、日本への誘致も考えられているので、もう少し手前で検討するというように改めてはどうか。
- （阿久津）全体に係ることだが、日本では原賠制度が適用されたことがないこと、社会的にも厳しくコスト削減を求められていること等から、法改正後の原賠制度の運用にあたっては、事業者の負担増を極力抑えていただくようご配慮願いたい。
- （政策課長）「六ヶ所再処理工場」で通用すると考えるが、念のため調べたい。〔（事務局注）修正無し。〕
- （部会長）核融合の検討時期は、「その研究開発の進展に応じて」で読めるのではないか。
- （下山）「改めて」は削ればよい。
- （森）トリチウムは当然使うものだが、これは核燃料物質か。
- （事務局）現行の定義上は入っていないので、入れるのであれば法改正する必要がある。

(部会長) ①の「過分の」は「過大な」でよいのではないか。また、②の「本貯蔵」は「この種の貯蔵」であろう。

(村上) ③で「しかしながら」では、原子力損害が起こるような感にも聞こえるので、「他方」のようにしてほしい。

(森) ③で「廃棄物」と「同程度の」ではなく、「に準じた」としたほうがよい。

2. について

(下山) 「民間保険の引受能力の拡大等」とあるが、額だけでなく、実際には無理だとは思いますが、担保範囲の拡大という面もある。

(部会長) 「民間保険の引受能力の拡大等」で読めると考える。

3. について

(山崎) ②の「原子力損害」に「なる」は、「該当する」とすべきである。

(能澤) 休業補償はどうなるのか。

(部会長) その辺りを今後の検討課題としてつめていくということである。スイス等では、「得べかりし利益」は対象外としている。

(能澤) TMIの例を見ても、休業補償は必要ではないか。

(部会長) 現実に汚染され営業ができなくなった場合は、当然担保されることとなる。また、②で「ケース・バイ・ケース」と表記すべきである。

(能澤) 適切な管理下から外れた状態が、ここでの「固有の特性が顕在化」したことに相当すると考えられる。

(住田) 「作用」というと物理的な概念として絞られているはずなので、「作用」の解釈を広げるのではなく、「による」という因果関係の範囲で考えていくべきと考える。

(村上) 「固有の特性が顕在化」するのは、マネジメントの結果の問題であろう。

(部会長) 管理の問題というより、「現実に被ばく等を受けるというおそれを与える」ような状態になったら、それも原子力損害に入ると読みうるというのがポイントと考える。

(住田) 結局、相当因果関係の問題なので、「による」という部分で解釈すべきではないか。

(竹内) TMIの例では、ストレスのような心理的被害がつかみにくい問題として残った。これについて統一的な見解はあるのか。

(事務局) そのようなものはない。

(竹内) 環境損害という原状回復とは、どこまでのことを考えているのか。合理的な費用というだけではなく、どこかで線引きすべきではないか。

(事務局) 環境損害についても明確に定義づけることは考えられよう。

(部会長) 住田委員の御意見により、「作用」を「作用による」と直し、三箇所の「こと」を「場合」と直す。

(下山) 竹内委員の御意見について、損害の種類を列記することは、障壁がなくほとんど不可能である。損害の性格を書こうとすると条約のようになる。法律に書くのは難しいのではないか。

4. について

(部会長) 「日本の歴史上」は単に「歴史上」でよい。「このような場合」は「異常に巨大な天災地変の場合」とする。

(村上) なぜウィーン条約改正議定書では、異常に巨大な天災地変の場合が免責とされな

くなったのか。

（事務局）明確な理由はないと聞いている。改正作業中の議論としては、異常に巨大な天災地変なのか、そうでないのか区切りが極めて不明確であるというものがあった。背景としては大規模な自然災害をあまり想定していないという事情もあるのかもしれない。

（下山）欧州では自然災害をあまり懸念していない。また、パリ条約の説明書によると、通常の天災地変には設計基準できちんと対応しているとある。さらに、ウィーン条約には原子力発電所を持たない国が参加しており、これらの国が賛成したことによる。

（部会長）ヨーロッパでは大規模な自然災害は起こらないと言ってしまってもいいものか。イタリアの火山噴火やトルコの地震の例もある。

（下山）IAEA常任委員会の比較的早い段階でこの問題は決定されていた。

（事務局）当初の事務局案からすでに免責から外れていたもので、議論の中から出てきたものではない。

5. について

（村上）免責事由についてはウィーン条約改正議定書には含みせず、除外期間については見直すということになるのか。

（事務局）免責事由については、原賠法第17条があり、国の救済措置が講じられることから、責任の分担者が異なるだけで、補償という観点からは遺漏がないようになっている。

（住田）8頁（3）で、除外期間の見直しのきっかけとしては、まずウィーン条約の改正であろうが、我が国の法律を考えるにあたっては、その改正の独自の必要性を考えていくべきである。民法の特則として認めるときには、除外期間の性格（技術進歩により証拠資料の保存や証明が容易になったこと）や被害の実態等の観点からもその必要性を論ずるべきで、十分知見の得られていない「放射線障害の晩発性という特殊性」に限定しないほうがよい。

（山崎）放射線障害の晩発性については、20年を超えて発症するケースもあることは医学的に明らかであることは承知している。「原爆被爆者援護法」の下での実例が参考になるのではないかな。

（部会長）「放射線障害の晩発性という特殊性等」としてはどうか。

（住田）「放射線障害の晩発性という特殊性」ということ自体、どこの条約でも明言されたものではない。（1）で述べているように、被害者保護の観点や原子力損害の特性として説明したほうがよい。

（山崎）証拠資料の観点だけからでは人身損害のみ30年とする理由にならないと考える。

（部会長）「原子力損害の特性としての放射線被ばくによる晩発性の身体障害の存在等」と直す。証拠資料というと除外期間だけでなく時効との関係もある。

（住田）検討の幅を広く書いておくべきである。

（森）20年を30年と延ばすことに対しては、科学的な実証がなされていないため、被害者保護等にもふれておいたほうがよい。

（部会長）一番はじめにこの除外期間を定めたのは「原子力船運行者の責任に関する条約」の草案だが、期間についてはさまざまな意見があったが、強制保険によりカバーしようとしたところ、保険としては技術的に10年が限度ということで、それが先例となった。一方、独仏の国内法で一般の時効期間は30年としている。よって彼らには10年を30年とするのには抵抗がない。他方、我が国民法では20年が定着している。日本で20年を30年にするには合理的説明がいるという我が国固有の難しさがある。森委員の御意見に対しては、「被害者保護の観点及び」を頭につけることとする。

6. について

(能澤) (1) で、「慰謝料」は原子力損害たりうるのか。

(部会長) 民法上で損害概念の中に含めている。

(能澤) 「人身損害に対する賠償資金を優先的に確保しておく必要があるかどうか」としたほうがよい。

(部会長) (2) で、「我が国との地理的距離関係から他の締約国との関係において原子力損害を受け」としたほうがよい。なお、香港は英国がバリ条約に入るときは適用対象地域に含めていた。昨年香港が独立したときに、そのまま特段の措置がなされず、依然適用対象地域である。

(下山) 原子力分野で条約でないといけないのは、単一裁判管轄権の問題である。どこかに条約の意義を入れておきたいとも考える。

(部会長) 裁判管轄権の問題はむしろ、各国にとって条約締結の阻害要因になるのではないか。

(下山) とかく条約締結の是非しか議論されないが、原子力損害の分野で条約そのものが持つ意味、特に単一裁判管轄権についても考慮したほうがよいという点をコメントだけしておきたい。

(森) (3) で、特例額の区切り方は、今後の検討課題として残さないのか。

(部会長) 鳥井委員の言われた点は本則の問題である。

(森) 賠償措置額が同じものは、保険料や補償料は皆同じなのか。

(部会長) 保険料は実態により異なる。

(事務局) 補償料は同額である。

(森) 補償料もきめ細かくしたらどうか。私立大学等にとってはかなりの負担である。今回の引き上げに応じ、保険料や補償料で考慮されるならよいが。

(部会長) それは商業ベースの話となろう。

(森) 特に指摘したいのは、小規模事業者のことであるが、保険料や補償料で考慮されないならば、この区分はもっときめ細かにしないとおかしいのではないか。

(部会長) コストの問題はここで議論することではないと考える。

(森) 方向性は出しておけないのか。

(事務局) 行政側の能力もあるが、補償契約が担保している危険は極めて特殊なものであり、ある程度の限界もあると考える。

(鳥井) 社会的常識からは極めて理解しにくい分野のようである。

(森) 区分の問題は将来の検討課題としてふれることはできないか。

(下山) 賠償措置額は一本でよいとする国もある。それは保険料で調整していくという考え方である。賠償措置額を危険度から分類していく方法は一般的ではない。補償料については研究用の施設については低率にするということは可能であろう。〔(事務局注) 大学等については一万分の2、5としている。〕

(部会長) 油濁の国際基金の補償では、タンカーの大きさやその中に入っている油の量に関係なく一定のリミットがあるということも申し上げておく。

(能澤) 自動車保険では対人一億円が普通である。よって原子炉に対する額として十億円は妥当であろうが、出力や運転の仕方等で差がないというのは、多少違和感はある。

(部会長) 差をつけよというのは、事業者側の論理か、被害者側の論理か。

(鳥井) 600億円が最大想定被害額に比べて非常に少ない額だとすれば、差をつけよというのは、被害者側の論理であろう。逆であれば、事業者側の論理となろう。600億円

は保険のマキシマムということだが、これが最大想定被害額の何パーセント位なのかがわからない。また、最大想定被害額がいくらかもわからない。それらがはっきりしない点が問題の原点のように感じられる。

（政策課長）保険料については当事者間で話し合っていていただき、補償料については事業者方と当庁で森委員の意向を踏まえ、話し合っていきたい。鳥井委員ご指摘の600億円の本則に係る問題は、今後検討はさせていただくが、報告書はこのままの形にしていきたいと思います。

（鳥井）結構である。その他、高レベル放射性廃棄物の処分の問題はふれなくてよいのか。今後の立地プロセスの中でも重要と考えるので、どこかに入れてほしい。

（政策課長）御指摘の点の取扱いについては部会長と相談させていただきたい。〔（事務局注）④「核融合その他」として、「なお、現在高レベル放射性廃棄物の処分方策が検討されているが、同処分場に係る損害賠償制度については、その実施主体及び安全規制のあり方等を踏まえて検討することが適当である。」を追加した。〕

（下山）特例額の二区分が、600億円への引き上げに合わせて各々二倍となるのは若干首肯しかねる点もあるが、これらは政令で政策的に決めているものであるから、あとは保険料で調整したり、教育・研究用のものは補償料で特例を置く等の対応でよいと考える。

（部会長）さまざまな御指摘の点については、（3）に「より広範な損害賠償制度のあり方をも含めて、」と追加することで対応したい。

（住田）今後国民の意見を募集するにあたっては、原子力は国民への情報公開が大変重要であるので、国民の理解と協力を得るために今回の法改正を行ったことを強調し、周知徹底するような場を広く設けてほしい。

以上で報告書（案）の審議は終了し、その修正は部会長に一任された。修正された報告書（案）は原子力委員会の了承を得て、国民の意見募集のため30日間公開すること、その後意見を集約したうえで、部会長の判断により必要に応じて、11月中旬以降に次回の専門部会を開催し、最終報告書を取りまとめる予定であること等が部会長より説明され、閉会した。